

## 他府県の減額規定の状況

令和3年12月14日

	欠席の期間	欠席の対象とする会議等					減額率	適用除外の（減額対象から除外する） 欠席の理由					減額月	期末手当 への反映	制定年	制定経緯等	
		本会議	委員会	協議等の場	議員派遣	委員派遣		出産	公務上の災害	通勤災害	感染症	これらに類する 場合の議長認定					
秋田県	1 定例会 (年間で2 定例会)	○	○	○	○	○	2分の1	○	○	—	○	—	翌月から	基準日に長期欠席中の場合は不支給	平成20年	病気により長期欠席した議員からの減額の申し出を受け制定。適用した事例あり	
群馬県	1 年間	○	○	—	—	○	2分の1	—	○	○	○	—	翌月から	議員報酬の減額月分は2分の1減額して算出	平成26年	病気により長期欠席した議員がいたことを契機に、議会改革の一環として制定	
新潟県	1 月	○	○	○	—	—	2分の1	病気の場合には、不適用 ※減額して支給することができるとの規定					当月	基準日に議員報酬が減額されている場合、減額後の月額で算出	昭和25年	制定年が古いため、制定経緯等を含め、詳細不明	
富山県	1 定例会	○	○	○	○	○	2分の1	○	○	○	○	○	翌月から	議員報酬の減額月分は算定から除外	令和3年	標準会議規則の改正を受けた会議規則の欠席届に関する条文追加（議員の出産の産前産後の休業期間を明記）を契機に、議会改革の一環として制定	
大阪府	1 定例会 (年間で3 定例会、 9 月定例会は前半と 後半に分けた期間)	○	○	○	○	○	不支給	○	—	—	○	※入院して医師の診断書があり、議長が議会運営委員会に諮って認めた場合	翌月から	議員報酬の不支給月分は算定から除外	令和3年	他自治体において、長期間議会を欠席しているにもかかわらず議員報酬等が支給される事案が発生していることを受け制定	
鳥取県	1 年間	○	○	○	—	—	不支給	—	○	—	○	○	翌月から	議員報酬の不支給月分は算定から除外	平成21年	病気により長期欠席した議員からの減額の申し出を受け制定。適用した事例あり	
福岡県	2 定例会 (その間の期間を含む)	○	○	—	—	—	不支給	—	○	—	○	○	翌月から	議員報酬の不支給月分は算定から除外	平成15年	政治資金規正法違反による議員逮捕を契機に制定	
熊本県	1 月	○	—	—	—	—	不支給	正当な事由があれば、適用除外 ※病気は正当な事由に該当					当月	—	昭和28年	制定年が古いため、制定経緯等を含め、詳細不明	
大分県	1 年間	○	○	—	—	—	2分の1	—	—	—	—	—	不明	—	—	昭和23年	制定年が古いため、制定経緯等を含め、詳細不明
鹿児島県	1 つの定例会 又は臨時会	○	—	—	—	—	不支給	正当な事由があれば、適用除外 ※病気は正当な事由に該当					当月	—	平成9年	制定年が古いため、制定経緯等を含め、詳細不明	

※条例改正に向けた検討に当たっては、改めて適法性の確認が必要